

無料人権相談を行います

5月1日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時 ※予約不要
相談内容:人権問題について
相談員:人権擁護委員
場・個人権啓発センター(ヒューレおおいた)(J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593)

国保年金課からのお知らせ (☎537-5736)

◎後期高齢者医療保険料率が変わります

Table with 3 columns: 区分, 6・7年度, 4・5年度. Rows: 均等割額, 所得割率, 賦課限度額.

※1 6年度においては、前年の所得が58万円以下(基礎控除後)になる場合は、所得割率が10.62%
※2 6年度においては、制度見直し以前からの被保険者および障害認定による加入者の賦課限度額は73万円

◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が年金天引きされている人へ
5年1月～12月の所得が確定するまでは、仮の金額で保険税(料)を徴収します。仮徴収の額は、6年2月分と同じです。年間保険税(料)額の確定後、8月または10月以降に調整します。
◎65歳以上で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた人は、後期高齢者医療制度に加入できます
詳しくは、お問い合わせください。

6年度市税に関する証明書の発行開始日をお知らせします

◎所得証明書、市民税・県民税課税証明書
市・県民税の全額を勤務先の給与から天引きにより納付している人(特別徴収)…5月17日(金)
市・県民税の一部または全額を納付書や口座振替で納付している人(普通徴収)、市・県民税を年金から天引きにより納付している人、親族の扶養になっている人…6月7日(金)
※6月7日(金)から窓口が混雑しますので、余裕を持って来庁してください。
なお、発行開始日は変更する場合があります。
◎記載事項(評価)証明、記載事項(公課)証明、無資産証明、名寄帳など…4月1日(月)
場・国税制課(第2庁舎3階 ☎537-5673)、税証明窓口(本庁舎1階①番窓口)、東部・西部資産税事務所、各支所、各連絡所

国際交流・国際協力・多文化共生イベント費用を一部助成します

内委託料、消耗品費など(最大100万円)
市市民または市内に事業所などがある団体等 ※7月～7年3月に実施するイベント(選考あり)
他・申請期限は5月31日(金)必着。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
国際課(☎537-5719)へ。

お知らせ

住民税非課税世帯への7万円の給付金の申請は4月30日(火)までです

1世帯当たり7万円
5年度住民税非課税世帯
給付金の受け取りがお済みでない人は手続きが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
コールセンター(☎529-5902)へ。

合理的配慮の提供が義務化されます

障がいのある人を無理のない範囲で支援する「合理的配慮の提供」が6年4月1日から民間事業者にも義務付けられます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
障害福祉課(☎537-5785)へ。

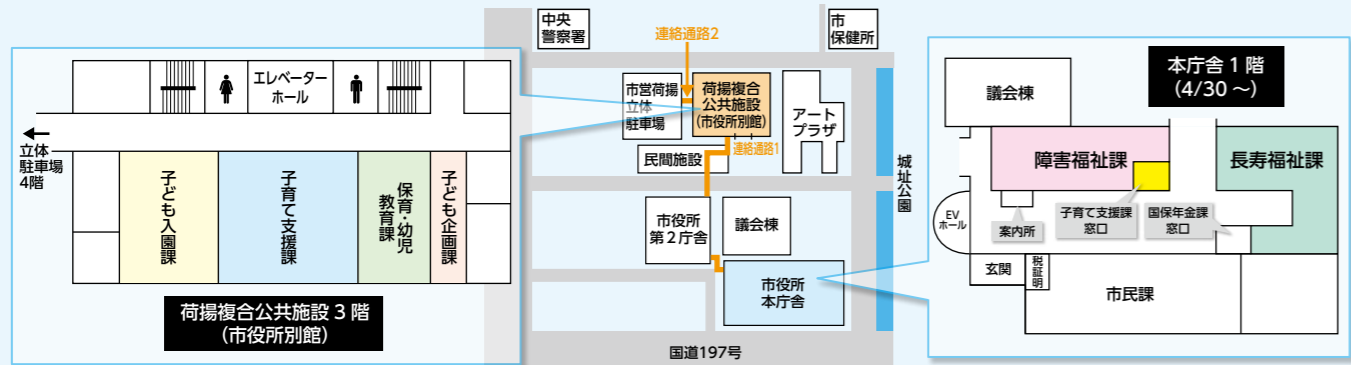
休日もマイナンバーカードの申請・受け取りができます

4月20日(土) 午前9時～正午
交付通知書に記載されている場所以外では受け取りできません。カードの受け取りは予約不要(佐賀関・野津原支所は要予約)で、申請補助は希望する窓口への予約が必要です。
場・市民課(本庁舎1階 ☎537-7298)または各支所へ。

4月30日(火)から 子どもに関する窓口が移転します

管財課 ☎537-5980

4月30日(火)から、子どもすこやか部が、市役所本庁舎から市荷揚複合公共施設(市役所別館)3階に移転します。これに伴い、現在本庁舎1階で行っている子どもに関する窓口業務も、別館3階に移転します。
なお、住民異動に伴う児童手当や子ども医療費助成の手続きは、引き続き本庁舎1階でも受け付けします。
※申請者の状況に応じて別館3階へご案内する場合があります。



※連絡通路1は、第2庁舎3階から民間施設を通り、別館2階へつながっています。

市民図書館からのお知らせ

こどもの読書週間イベント

●人形劇「おむすびころりん」 無料
日時:5月3日(金) 午後2時～(午後1時30分開場)
場所:J:COM ホルトホール大分1階 小ホール
出演:劇団ぱれっと
定員:200人(要整理券)
※整理券は、4月12日(金)から市民図書館2階中央カウンター・コンパルホール分館で配布

●こどもの日「おはなし会」 無料

絵本や紙芝居などのおはなし会を開催します。
日時:5月5日(日)
①午前11時～
②午後2時～(いずれも30分程度)
場所:①コンパルホール分館 階段式読書コーナー
②市民図書館2階 おはなしのへや

市民図書館蔵 おすすめの新刊

市民図書館 ホームページ



ぞうくんはいちねんせい

ながしまひろみ:著 アリス館
初めて学校に行くぞうくんは、「お友達ができるかな?」「先生ってどんな人?」とちょっぴりドキドキです。緊張のあまり先生を「おかあさん」と言ったり教科書を忘れたり。1年生になりたての子どもの気持ちに寄り添ったやさしい絵本です。

緑茶はすごい!

～健康寿命をぐんぐん延ばす淹れ方・飲み方・選び方～

中村 順行・海野 けいこ:監修 中央公論新社

古くから人々に親しまれてきた緑茶。今、世界的な日本食ブームや健康志向で大きな注目を浴びています。この本では、緑茶の歴史や効能、目的別のおいしい入れ方などを科学的に検証されたデータに基づき、分かりやすく書いています。



詳しくは、ホームページをご覧ください。市民図書館(☎576-8241)へ。

人権・同和教育シリーズ

544

人の生き方を考える



「情報を発信する」ということ
この春、わたしは初めてスマートフォンを買ってもらいました。SNSは瞬時に役立つ情報が得られ、最近では自ら投稿して情報を発信することも多くなりました。ある日、母と出掛けたときのことです。歩いている途中、少し先に外国人がいて、通行人の顔をきよろきよろと見ながら立ち止まっていた。直感的に怪しいと思ったわたしは「みんなにも気を付けるようにSNSで知らせた方がいいよね」と母に言い、投稿しようとしたところ「ちよつと待って」と止められました。その外国人とすれ違おうとしたとき、相手から話し掛けられ、会話を分かったのです。わたしは発信しようとした情報が間違っていたことに気が付き「お母さん、止めてくれてありがとう」と伝えると「感染症が広がったとき、大変だったことを覚えてる?」と言われました。それは数年前のことです。わたしたち家族が住んでいるマンションの

誰かが感染したという情報がSNSで拡散されました。同じ建物に住んでいるということだけでひととめに見られ、それが原因で、母は職場へ、わたしは学校へ行きづらくなったことを思い出したのです。わたしが「あのときはつらかったな」と言うと、母は「そうね。じゃああなたがいまどうした投稿はどうなの?」と言われ、わたしははっとしました。もしあのまま投稿していたら、外国人をひととめにして悪く見えてしまうことになったかもしれないのです。SNSでのたったひとつの発信が誰かを傷つけ、多くの人に影響を与えてしまう可能性を忘れていたのです。「自分がされて嫌だったことを、しようとしていたんだ」と言うわたしに対し、母は「SNSは本当に便利だよ。でも発信した情報が、自分の思いとは違う形で広がって、予想外の影響を与えるかもしれないって考えることも大切だよ」と優しく話しかけてくれました。情報には災害や交通状況など早めに伝えなければならぬものがあります。また情報には、拡散することで偏見を広げ、差別的助長につながるものもあります。投稿する前に一度立ち止まって考えてみませんか。